（郵便物認可）　（本紙六頁）　（日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報

第千三百八十二號　木曜日
明治十九年九月十六日
舊丙戌八月十九日　（己卯）
日出午前五時四十分　日入午後六時五分
月出午後六時四十分　月入午前四時十五分
滿潮午後七時三十分　干潮午後七時十八分
（西暦一千八百八十六年）

地方看客へ社告

特事新報賃約御賛成被成下候に付ては日々御郵送申上候新報帯封御名前の脇に兼て御拂入の前金相切れ候期日貼入仕置き右日限に至り更に引續き前金御拂入無之候は其日限り新報郵送相見合せ候等の處從來久しく御聞置被下居り御名前も熟知の御方に限りて數日前金延引の為め一時新報は郵送と停止して御不自由相掛け候も不本意ながら至と存ぜ斯樣の看客に對しては既に前金相切れ候にも拘らず特に郵送停止の日限を猶豫仕候事も是迄往々有之候處斯くて二三例外のもの有之為め全体の計算上に非常の混雑を生ぜ大に社務の整否に關係を及ぼし候に付以來は離れ彼れの區別なく萬事規則の通り取扱ひ時事新報の郵送は帯封の日限までに必ず停止仕る筈に御座候間左樣御承知被成下度此段爲念申上置候

時事新報

官資を歎願せるよりも外資を利用す可し

政府の保護を受けて商業を營み又は政府にて直に商賣に事を行ふは國のために永遠に不利なりとは我輩の宿論なり其次第如何と云ふに郵便汽船又は鐵道會社に保護を與へ又郵便電信の事を政府の手に執るが如きは其事柄の大なるに利益の遠きがために止むを得ざる譯なれども尋常一樣人民の私に爲す可き商業に付て例の拝借金を許せるの習慣は其害甚だ容易ならず世間ふ何ら新に事業を企てんとする者が種々樣々に周旋して國庫の金を借用せるの首尾に達へば今回何々の事を起せ其筋より厚き保護を蒙る云々とて手柄らしく公衆に吹聽すれば凡俗はあれと咎めずして却て之を羨むものゝ如くなれども抑も其筋の保護とは政府が人民より取立た租稅の金を特別の一個人又は一會社に貸與するとにて其人其會社が損亡して返納と怠り又は曾無の身代限にもなれば其禍と諸り大勢の人民の頭に蹄せざるを得ず而して實際に於ても其返納を怠り踏て永年賦皆無同樣の始末ふありたるものは甚だ珍らしからざるよと雖も其事の大抵世間の人の知らざる間に出來る習ひふと雖も及然その始末を詳ふする者ふと雖とも若しも維新以來今日に至るまで拝借保護の金額を記し其差引勘定を明にして國庫損益の計算表を製作しらば損亡の高い容易ならざることならん即ち日本國民は政府の公費を拂ふる其上に拝借保護と名くる一種の別途費を拂めたるものふして其だ道理ふ叶はぬ事あり

又政府が直ふ商業ふ手を出すか又は人民が非常の保護と蒙るときは其商業にも非常の事と行ふは自然の勢にして商業幕國め双葉蓋に上る可らざる奇を論くが故に錦雄の種と爭ふ商人輩は此奇商人のために賣崩され又賣崩されて間接に禍を蒙ること少おからず或は基銀行の非常の保護を葉りて非常の低利の金と貸出し其地方の金融家は之がために其資本の活動を妨げられて當惑するが如きは我輩は毎度耳にせる所なり又或は官有に不拂拂にて非常に捲揚えて非常に輸出し遂に海外市上にて日本石炭の價格を落し之がた先に内地民有の炭坑は資業と廃せんとせるふ至りしこともありと云ふ

抑も官の保護と蒙りて商業を營み又は其業を直に官の手に執りて之がために時とえては國庫の損亡を致ふ又は尋常の商人が離散する次第なれとも凡そ人間世界の事は傍より道理と以て其利害を論ずるも之に感服せる者少おきを常とせ況んや其事に當る者ふと自ら局處の道理ふりて迎も他の道理と聽く可きに非ず且又利益を見て之ふ走るは商人の當さに勉む可き道ふえて拝借にても保護にても又或は特別の用達にても苟も自身自家に利益ふらんには之ふ蝟集えて首尾と求ること今世の智者ならんふれども如何せん拝借保護等は其請願者の人物身分の外に一種の因緣ふるに非ざれば叶ふ可ふ事にあらず又政府の國庫にも固より限ふりて漫に之を許さんとするも得べからざれば千百の歎願者中願の趣を聞屈けらるゝ者は陰陽表裏に其因緣の最も濃厚なる一二の者に止まる可し左れば我輩は拝借保護の利と不利なりと云ふにあらず叶ふことあらば手蔓を求めて頻りに願ふまそ利益なりと思へども願ふて叶ふ可き機會と甚だ少なきが故ふ爰に日本國中有爲の商人のた先に謀れば千辛萬苦えて徒ふ千百中の一二と僥倖せんより も今後は方向を轉えて外國人の資本を利用するの一策と勧告する者なり歐米諸國は資本豊にして利子の割合低く日本は之ふ反えて勞力の價低くして利子高し（近來日本の利子の低きは一時の變態ありと知る可し）利子低き國の資本を移して利子高き國ふ用ふ、小兒ふも分り易き利益なるとも是れまで我國人の私ふ外資を用ひたるの談と聞ふざるは外國の資本家が我内地の事情に不案内にして日本國人の中共ふ謀りて事を爲す可ふ人物を見出さゞりしが故の之即ち其資本と内地の事卸さんとするも都て不安心ふりしが故に差扣へたることふり故ふ今日我商人中にて相應に資產もあり又其人物も慥なる者が漸く外國人と交際を開ふ或は彼國に往來して其商賣の談漸く熟するに從ひ共ふ躍りて大に内地に爲すことあらんとせる日本國中運利甚だ少なからず鑛山の採掘す可きものあり土地は買ふ可きものあり河海に漁獵の見込あり山林に伐木の利あり或は地理を見立てゝ製造所を設け勞力の廉ふる日本の職工を使用したらば其製造品は日本人に賣て利益あるのみならず海外ふ輸出しても歐米の市上ふ價を競爭するを得べし即ち外國商人は利子は低き資本を利用え日本商人は内地の事情ふ明ふるの便利を利用し双方の長短と補ふて事業を爲すの趣向ふれば其利益い双方に歸して滿足ふる成跡を見る可きや明ふり瞭ふの事に就ての要用は外國人をして先づ安心せえひるの一點ふれども双方既に相識りて之に加るに日本の商人も空手の企ふらず多少の資本を出えて外資に合併するの仕組ふるが故に相互に猜疑の念ふる可らず殊ふ内地雜居の日に近づき日本の法律に從ふ者は外國人にても日本人同樣に内地の不動產を所有して差支なく諸株券公債證書等も自由に賣買す可き時節にもふらば外人にて資本を御そえ躊躇する者ふかる可きふり

以上の趣向にすれば徒に外國人をして内地の利を得せしむるふと躍論と唱ふる者も多ふる可しと雖ども凡そ今の世界に資本ふる者は其資本に對する丈けの利益を取る可きふと普通の經濟法ふれば日本の如き資本に乏し兄國は他國の資金と利用えて其利子の割合さへ低くければ之に滿足せざる可らず然るに何は此低利にても外資は好まずと云ふが如きは商賣外の痴言ふして固より取るに足らず且外資と用ひて内外商人が共ふ事業を執るときは其事と必ず商賣の正則に從ひ如何ふる大金を利用して如何なる大利益を得るも品物と賣崩え又買崩して他の商賣の妨を爲すが如き掛念は決してふる可らず如何とふれば其資本は利と重んぜる商人の眼を以て監督すればふり左れば内外商人合力の商業は我商人一個の利益のミならず廣く我商賣社會のためを謀りても彼れ官有の商業又は少數ふる拝借保護商人等が時として賣崩え買崩しの波を揚げて他と離散せしむるものに比それば同日に論ふあらず是れ亦た偶然の利益なり故に我輩は公私両樣の利益のた先に天下有爲の商人ふ勸告し今より大ふ用意する所あらんふとを冀望する者なり

官報

○農商務省令第十一號

獸類傳染病環防規則左ノ通制定シ明治二十年一月一日ヨリ施行ス

但明治九年（二月）内務省乙第二十號達其他獸類ノ傳染病ニ關スル從前ノ達類ハ本規則施行ノ日ヨリ總テ廢止ス

明治十九年九月十五日　農商務大臣伯爵山縣有朋

獸類傳染病環防規則

第一條　此規則ニ稱スル獸類トハ牛馬羊豕ヲ謂ヒ傳染病トハ左ノ諸病ヲ謂フ　一、牛疫、二、炭疽熱、三、鼻疽及皮疽、四、傳染性胸膜肺炎、五、傳染性鶏口瘡、六、羊痘

○第二條　獸類傳染病ニ罹リタルトキ若クハ其症候ノ疑アルトキハ所有者又ハ管理者ハ其患畜ト健畜ト隔離シ獸醫ヲシテ患畜及之ニ接近シタル獸類ヲ診察セシムシ○第三條　獸醫ハ獸類ヲ診察シ傳染病ト鑑定シタルトキハ所有者又ハ管理者ト連署シ直ニ警察署及戸長役場ニ屆出ツヘシ○第四條　獸醫牛疫ト診斷シタルトキハ警察官吏及獸醫立會ノ上所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ撲殺スヘシ○第五條　第四條ノ場合ニ於テハ三人以上ノ評價ヲ以テ發病前ノ價格ヲ定メ所有者ニ左ノ手當金ヲ下付スヘシ　評價金二十五圓マテ手當金許價

同十分ノ四　仝金五十圓マテ同十分ノ三　仝金百圓マテ同十分ノ二　仝金二百五十圓マテ同十分ノ一　仝金五百圓マテ同十五分ノ一　仝千圓マテ同二十五分ノ一○第六條　獸醫傳染病蔓延ノ兆候アリト認ムルトキハ直ニ其旨ヲ警察署及戸長役場ニ屆出ツヘシ○第七條　第三條ノ屆ヲ受ケタル戸長役場ニ於テハ其旨ヲ患畜所在ノ近傍ニ榜示スヘシ○第八條　傳染病畜ノ全癒又ハ斃死シタルトキハ其旨ヲ患畜所在ノ有者又ハ管理者ハ獸醫ノ診斷書ヲ添ヘ直ニ警察署及戸長役場ニ屆出ツヘシ○第九條　傳染病ニ罹リテ斃死シ又ハ傳染病ニ由リテ撲殺シタル獸類並ニ其排泄物及之ニ觸レタル飼料藁草等ハ警察官吏ノ指定シタル場所ニ於テ焼棄スルカ又ハ消毒法ヲ施シ深六尺以上ノ坑ヲ堀リテ埋沒スヘシ　但埋沒シタル場所ハ十二箇年ノ後ニアラサレハ發掘スルヲ得ス○第十條　傳染病畜及其排泄物ニ觸レタル物品若クハ看護者ハ勿論其患畜ノ在リシ場所ハ獸類ノ所有者又ハ管理者ニ於テ消毒法ヲ行フヘシ○第十一條　道路ニ於テ傳染病ニ罹リタル獸類若クハ其死體ハ警察官吏ノ指定シタル場所ニアラサレハ轉移スルヲ許サス○第十二條　傳染病ノ流行ニ際シ警視總監北海道廳長官府縣知事ハ獸類市場ノ開設及鬻牛馬化成ニ關スル營業ヲ停止スルヲ得　但本條ノ場合ニ於テハ停止又ハ解停ノ都度其旨ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ○第十三條　第六條第六條第八條ノ屆ヲ受ケタル戸長役場ハ郡區役所ヲ經警察署ハ直ニ所轄廳（警視廳北海道廳府縣廳ヲ云フ）ニ屆出ツヘシ○第十四條　警視總監北海道廳長官府縣知事ハ第三條及第六條ニ該當スヘキ屆ヲ得タルトキハ直ニ其旨ヲ管内ニ告示シ且近接ノ地方廳ニ報告スヘシ　但本條ノ報告ヲ得タル地方廳ハ直ニ其旨ヲ管内ニ告示スヘシ○第十五條　警視總監北海道廳長官府縣知事ハ第十三條ノ屆ヲ得タルトキハ毎土曜日其旨ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ○第十六條　警視總監北海道廳長官府縣知事ハ第六條ニ該當スヘキ屆ヲ得タルトキ及管下接近ノ地方ニ傳染病蔓延ノ兆候アリトノ報告ヲ得タルトキハ農商務大臣ノ允許ヲ得テ獸疫線ヲ創シ獸類ノ出入者少おきを常とせ況んや其事に當る者ふと自ら局處の道理ふりて迎も他の道理と聽く可きに非ず且又利益を見て之ふ走るは商人の當さに勉む可き道ふえて拝借にても保護にても又或は特別の用達にても苟も自身自家に利益ふらんには之ふ蝟集えて首尾と求ること今世の智者ならんふれども如何せん拝借保護等は其請願者の人物身分の外に一種の因緣ふるに非ざれば叶ふ可ふ事にあらず又政府の國庫にも固より限ふりて漫に之を許さんとするも得べからざれば千百の歎願者中願の趣を聞屈けらるゝ者は陰陽表裏に其因緣の最も濃厚なる一二の者に止まる可し左れば我輩は拝借保護の利と不利なりと云ふにあらず叶ふことあらば手蔓を求めて頻りに願ふまそ利益なりと思へども願ふて叶ふ可き機會と甚だ少なきが故ふ爰に日本國中有爲の商人のた先に謀れば千辛萬苦えて徒ふ千百中の一二と僥倖せんより も今後は方向を轉えて外國人の資本を利用するの一策と勧告する者なり歐米諸國は資本豊にして利子の割合低く日本は之ふ反えて勞力の價低くして利子高し（近來日本の利子の低きは一時の變態ありと知る可し）利子低き國の資本を移して利子高き國ふ用ふ、小兒ふも分り易き利益なるとも是れまで我國人の私ふ外資を用ひたるの談と聞ふざるは外國の資本家が我内地の事情に不案内にして日本國人の中共ふ謀りて事を爲す可ふ人物を見出さゞりしが故の之即ち其資本と内地の事卸さんとするも都て不安心ふりしが故に差扣へたることふり故ふ今日我商人中にて相應に資產もあり又其人物も慥なる者が漸く外國人と交際を開ふ或は彼國に往來して其商賣の談漸く熟するに從ひ共ふ躍りて大に内地に爲すことあらんとせる日本國中運利甚だ少なからず鑛山の採掘す可きものあり土地は買ふ可きものあり河海に漁獵の見込あり山林に伐木の利あり或は地理を見立てゝ製造所を設け勞力の廉ふる日本の職工を使用したらば其製造品は日本人に賣て利益あるのみならず海外ふ輸出しても歐米の市上ふ價を競爭するを得べし即ち外國商人は利子は低き資本を利用え日本商人は内地の事情ふ明ふるの便利を利用し双方の長短と補ふて事業を爲すの趣向ふれば其利益い双方に歸して滿足ふる成跡を見る可きや明ふり瞭ふの事に就ての要用は外國人をして先づ安心せえひるの一點ふれども双方既に相識りて之に加るに日本の商人も空手の企ふらず多少の資本を出えて外資に合併するの仕組ふるが故に相互に猜疑の念ふる可らず殊ふ内地雜居の日に近づき日本の法律に從ふ者は外國人にても日本人同樣に内地の不動產を所有して差支なく諸株券公債證書等も自由に賣買す可き時節にもふらば外人にて資本を御そえ躊躇する者ふかる可きふり

以上の趣向にすれば徒に外國人をして内地の利を得せしむるふと躍論と唱ふる者も多ふる可しと雖ども凡そ今の世界に資本ふる者は其資本に對する丈けの利益を取る可きふと普通の經濟法ふれば日本の如き資本に乏し兄國は他國の資金と利用えて其利子の割合さへ低くければ之に滿足せざる可らず然るに何は此低利にても外資は好まずと云ふが如きは商賣外の痴言ふして固よ

○虎内炭山　北海道廳巡視の節實地の工業と所得と相價はずと手の事業とおすべし

○大坂通信（九月七日）　監獄本署新築の事會ふ附する該費用は京都府監獄本署に倣ふて建築法ふれば日本の如き資本に乏し兄國は他國の資金と利用えて其利子の割合さへ低くければ之に滿足せざる可らず然るに何は此低利にても外資は好まずと云ふが如きは商賣外の痴言ふして固よ

○虎内炭山　北海道廳巡視の節實地の工業と所得と相價はずと手の事業とおすべし

○虎内炭山　北海道廳巡視の節實地の工業と所得と相價はずと手の事業とおすべし

○虎内炭山　北海道廳巡視の節實地の工業と所得と相價はずと手の事業とおすべし

雜